

原著論文

短期大学の発足をめぐる諸問題（2）

—公立短期大学の発足を中心に—

基礎教育 藏原 三雪

Junior colleges and the reform of higher educational system
during the years 1950-51 in Japan

Miyuki KURAHARA

Abstract

In 1950 junior colleges in Japan were set up part of higher educational system. In that time junior colleges that private corporations managed were 132, and the junior colleges that local governments managed were 17. The latter colleges were few, but some of them were set in communities where the former colleges had never been set. So people in the communities had expected their junior colleges would be the unique function of training the rising generation who had lived in small towns.

In this paper, I want to discuss the reason the junior colleges that local governments managed were set, and their historical background.

Key words : junior college, higher education, local governments

キーワード：短期大学、公立短期大学、戦後教育改革、旧制専門学校

1 はじめに

日本における短期大学制度は1950年の学校教育法の改正によって成立した。これは1948年、49年の新制大学設置認可業務のなかで大学設置基準の達しない学校の処遇が大きな問題となるなかで登場してきた制度であった^(注1)。1950年の短期大学発足時は私立短期大学が132校、公立短期大学が17校であり、国立は設置をみなかった。ところが次年度の設置状況は後で詳しく見るよう私立152校、公立24校、国立4校となり国立大学にも4年制大学への併設という形態で短期大学が設置された。51年度発足した短期大学部の中には50年に短期大学制度ができたので、それまでのそれぞれの府県・

市が持っていた専門学校のなかで短期大学にできるものはないか検討され、設置につながった公立短期大学の例もある^(注2)。つまり1950年の制度の成立が次の学校設置を促したのである。公立短期大学は私立とは異なって設置者が地方自治体であるために当然ながら税金によってまかなわれる^(注3)。そのため設立そのものに何らかの設置者としての地方自治体の要求が反映されていることは確かである。その点では自らの信念や信仰、あるいは思惑を持ちながら学校を設立した私立学校とは異なっている^(注4)。

このように見ると短期大学発足時の研究として公立短期大学を取り上げることは現実的に短期大学という制度を求める社会的要請を知る上では欠くことのできない課題であると思われる。

短期大学の発足をめぐる諸問題（2）

これまでの短期大学研究の中で公立短期大学が特別に取り上げられることは少なかった。戦後公立短期大学として発足した学校のなかには4年制大学に転換した事例も多く、そのような場合学校史の中でも現在の4年制大学については詳しく記述されているが、発足当初の短期大学については歴史的経過の单なる1ページとして触れられているにすぎないことが多いように思われる（注⁵）。そのため短期大学制度発足当初の全体像を把握することが難しい状況にあると言える。

そこで本稿では戦後の短期大学発足にあたって公立短期大学はどのような学校を前身母胎校とし、どのような経緯で設置されたのかについていくつかの事例を学校史に基づいて検討し、公立短期大学の意義についての考察を試みたい。

2 1950年、51年の公立短期大学設置状況

前報でも述べたように短期大学発足期の研究では少なくとも短期大学が制度的に始まった1950年、51年の2ヶ年をまとめて取り上げなければならない（注⁶）。

次の＜表1＞＜表2＞は1950年、51年に発足した短期大学の都道府県別分布状況である（注⁷）。

これらから次のことが指摘できよう。

先ず第1に1950年短期大学制度の成立と同時に設立された公立短期大学は17校で、長野、金沢から西に地域的な偏りをもって設置された。第2に51年に設置されたのは7校で、岩手、福島の東北の2県も含まれるが、他は静岡、京都、福岡、長崎であった。公立の設置者は府県が大半で、市が短期大学を設置したのは金沢、名古屋、岐阜、神戸、尾道、小倉であった。第3に岩手県、長野県、岐阜市、滋賀県、和歌山県、山口県のように国立・私立短期大学のいずれもが設置されていない市・県に設置されていたことは注目される。

これらの他に51年には名古屋工業大学、京都工芸繊維大学（工業短期大学部）、九州工業大学、長崎大学（商業短期大学）の国立4校が発足した。これらの短期大学はいずれも国立大学に併設された短期大学部という設置形態をとり、2部（夜間部）であった（注¹⁰）。

次に短期大学として認可された学校はその前身母胎校がどのような学校であったかについて見ておこう。＜表1＞から女子専門学校や外事専門学校のように旧制専門学校が単独で短期大学に転換したケースは13校、専門学科の異なる専門学校が合併ないしは統合して短期大学を設置したケースは2校（盛岡、滋賀）、高等学校を母胎校としたケース3校（会津、静岡）、高等工業が転換したケース1校、複数の学校が統合し4年制大学を設置し、そこに併設する形で短期大学を設置したケース3校（京都、大阪）、前身母胎校はなく新に設置されたケース1校である。つまり専門学校単独で短期大学に転換したケースが半数を超える、私立は専門学校からの転換が3分の1強であることと比較すると多い数である。専門学校が単独で短期大学を設置したケースのうち女子専門学校は9校で、ほかは美術工芸専門学校（金沢）、外事専門学校（神戸、小倉）、商業専門学校（佐世保）であった。

3 事例に見る公立短期大学の発足

実際の公立短期大学の発足はどのような経過をたどったのであろうか。ここでは1950年に発足した長野県短期大学、広島女子短期大学と1951年に発足した盛岡短期大学の3校について発足の経緯を主にそれぞれの学校史に依りながら整理しておきたい。

1) 長野県短期大学の場合

長野県短期大学は1929年（昭和4）に設立された長野県女子専門学校を前身母胎校としている。当時長野県には女子の高等教育機関として公立高等女学校に3年制の専攻科がおかれていた。それらは長野高等女学校の国語科、松本高等女学校の家事科、上田高等女学校の裁縫科（設立はいずれも1924年）であった（注¹¹）。1928年（昭和3）9月長野県知事（千葉了）は長野県臨時教育調査会に「本県教育是確立上考慮すべき点如何」と諮問した。その諮問の一つに「三、教育機関ノ整備又ハ教育機會ノ拡充ニツイテ」なされ、「（口）高等教育ニツイテ 国立ノ綜合大学設置ノ必要アリト認ム （ホ）女子教育ニツイテ

<表1>発足期の短期大学の都道府県別分布状況（1950年、51年）（注8）

都道府県名	1950年			1951年			計
	公立	私立	国立	公立	私立	国立	
北海道		5		0	6	0	6
青森		2		0	2	0	2
岩手	—	—	1	0	0	0	1
宮城		3		0	5	0	5
秋田	—	—	0	0	0	0	0
山形	—	—	0	0	0	0	0
福島		1		1	1	0	2
茨城		1		0	1	0	1
栃木	—	—	0	0	0	0	0
群馬		1		0	1	0	1
埼玉		1		0	1	0	1
千葉		4		0	6	0	6
東京		49		0	53	0	53
神奈川		7		0	7	7	7
新潟		1		0	1	0	1
富山	—	—	0	0	0	0	0
石川	1	2		1	2	0	3
福井		—		0	0	0	0
山梨		1		0	2	0	0
長野	1	—		1	0	0	1
岐阜	1	—		1	0	0	1
静岡		—		1	1	0	2
愛知	2	11		2	12	1	15
三重		1		0	1	0	1
滋賀	2	—		2	0	0	2
京都		11		1	11	1	13
大阪	2	10		2	14	0	16
兵庫	2	7		3	7	0	10
奈良		1		0	1	0	1
和歌山	1	—		1	1	0	2
鳥取		—		0	0	0	0
島根		—		0	0	0	0
岡山		—		0	3	0	3
広島	2	2		2	2	0	4
山口	1	—		0	1	0	1
徳島		—		0	0	0	0
香川		—		0	0	0	0
愛媛		1		0	1	0	1
高知		—		0	0	0	0
福岡		4		1	4	1	6
佐賀		—		0	0	0	0
長崎	1	4		2	4	1	7
熊本		1		0	1	0	1
大分		—		0	0	0	0
宮崎		—		0	0	0	0
鹿児島	1	1		1	1	0	2
総計	17	132	0	24	152	4	180

[出典]日本私立短期大学協会「会報」No.1(OCTOBER,1951,48頁)「短期大学統計」の都道府県所在数および「全国短期大学一覧」(平成12年度)から作成。

短期大学の発足をめぐる諸問題（2）

＜表2＞ 母体校種別表

母胎校種別		公立短期大学名
専門学校	旧制女子専門学校	長野県短期大学、愛知女子短期大学、名古屋市立女子短期大学、岐阜短期大学、尾道短期大学、広島女子短期大学、山口女子短期大学、長崎県立女子短期大学
	旧制専門学校	金沢美術工芸短期大学、和歌山県立理科短期大学（*）、長崎県立佐世保商科短期大学
	複数の旧制専門学校の統合	盛岡短期大学、滋賀県立短期大学
旧制中等学校の専攻科などを再編		会津短期大学、静岡女子短期大学、兵庫県立農業短期大学
各種学校		大阪社会事業短期大学
新制大学に併設		西京大学女子短期大学部、浪速大学短期大学部、神戸市外国語短期大学部、姫路工業大学短期大学部、北九州外国語大学短期大学部、鹿児島県立大学短期大学部
新設		滋賀県立農業短期大学

【出典】日本私立短期大学協会 「会報」第1号 1951年11月、49頁および58-60頁 「短期大学一覧—公立短期大学」から作成。*和歌山県立理科短期大学は和歌山県立医科大学予科を母胎校とし、県立医大に併設されて設立された。

女子教育ノ向上充実ヲ計ルコト、女子専門学校ヲ設置スルコト」と答申していた。^(注12)更に「四、本県教育上ノ各種問題ニツイテ」は「(ヘ)高等女学校ノ修業年限ニツイテ 当分現状ヲ可ナリト認ム(ト) 高等女学校ニ於ル補習科及専攻科ニツイテ 土地ノ状況ニヨリ補習科ヲ設置スルコト、土地ノ状況ニヨリ専攻科ノ組織ヲ専門部ニ変更スルコト」^(注13)と答申している。ここで女子専門学校の設置が公に認められた。県としてはこうして従来から専攻科のあった松本、上田、長野の三市のうちどこに女子専門学校を設立するかが大きな問題であった。それぞれの地域の思惑と当時の県議会のさまざまな動きの中で、1928年県議会で県知事が長野県の女子教育は男子の教育と比べて「割合不振ノ状態」にあること^(注14)、今女子の教育の振興を図らねば後で後悔することを述べた後に次のように計画を示した。

「故ニ先ズ従来一ツモ専門学校ヲ有セズ而シテ女子教育ノ適地ト思ハレル長野市ニ女子専門学校を設置スル計画ヲ立テマシテ、其臨時費一〇〇,〇〇〇円ハ長野市ヨリ寄附ノ申出ガアリ又長野高等女学校ノ専攻科ハ之ヲ廢止イタシマス」^(注15)

「波瀾万丈・紆余曲折」の末、1928年12月26日の県議会で「長野県女子専門学校建設費」10万円が可決され、高等女学校専攻科の廃止と「女子専門学校設置認可申請」が提出された（1929年1月15日）^(注16)。これが正式に文部省より認可されたのは1929年3月5日で、翌月4月からの開校となった。長野女專は「国文・国史を中心とした学校」として構想され、本科3年・研究科1年によって国語科中等教員の養成をねらったカリキュラム構成であった^(注17)。こうして発足した女子専門学校であったが第2次大戦の戦時下においては学科構成の変更を余儀なくされ、1941年には文科を廃止し、家政科に、1944年には保健科への改組が行われた^(注18)。

戦後は教育改革の進行の中で長野県においても県内大学の設置運動が展開された。1947年11月には文部省に対して長野県女子専門学校として「大学転換について」の意見書を提出した。そこには「(1) 単独で新しい基準の4年制大学とするとき」と「(2) 他校と総合して新制大学となる場合」についてそれぞれを具体的に想定して意見を開陳した。前者では「②現在の国語科・

生活科二科あるのだから減ずる考えはない。三年制の女子大として国文学科・家政学科設置切望③女子教育向上発展のため将来人文科学系では国文学・英米文学、社会科学系では家政学の三学科をおきたい」と、また後者では「(3) 地元の意見希望は、女専として古い学校であり内容も充実、出身地も十数県にわたっているので、是非とも女子大学にしたい。しかし直ちに四年制とするのは困難なので、二十四年度より三年制として発足し将来四年制としたい。...、(6) 高等学校への転換は希望しない。」^(注21) 国立大学としては県内の国立大学・専門学校が総合大学としての信州大学とする案でまとまっていた。これに対して長野県女子専門学校は次第に「単独の女子大学構想を固めて行ったのである」^(注22)。

1948年「長野県女子大学設置認可申請書」(7月30日付)の設置要項の「目的及使命」には次の様に示されている。「本大学は教育基本法・学校教育法の趣旨に基き特に女子の天性を重んじてその教養を高めると共に、深く専門学術の理論及び応用を教授研究し、真に世界の平和人類の福祉増進に貢献し得る人物を育成することを目的とする。」^(注23) 1949年4月の開設予定として申請したが、同年2月文部省教育局長より長野県女子大学への転換の申請は「不認可」と通知された^(注24)。同時にこの通知の中に「近い将来、学校教育法の一部が改正され、二年制または三年制の短期大学制度が実施されるだろうという予想が申し添えられていた」という^(注25)。長野県女子専門学校が4年制大学として認可されなかつたのは第1に教員スタッフの「量」の不足、第2に女子専門学校が信州大学の家政学部となるためには20年の歴史をもつ文科の廃止が求められること、さらに長野県女専の家政科は戦時中(1941年)に設けられ、その設備内容が不十分であったことが主な理由とされていた^(注26)。

そこで新たに1949年9月15日に短期大学として設置申請を行った^(注27)。同年10月に提出された「長野県短期大学設置趣意書」には「短期大学は、修学上における学資の点(少なくてすむ)、卒業生に対する需求関係(需要が多い)、女子にあっては結婚期の問題(婚期がおくれないで

すむ)等から専門学校程度のものを切望する向きが多く、また四年制大学への連絡ももっている」という点を短期大学の長所として挙げた。さらに「短期大学は高等学校教育の上に一般教養と専門教育とを密接に関連させ、実際的に必要な学理技能を教授研究して良識ある社会人を育成することを目的とする完成教育」をその目的に掲げた^(注28)。文学科(国語専攻・英語専攻)と家政学科(家政専攻・被服専攻)の2学科4専攻構成にし、専門科目のほか一般教養科目と教職科目を置いて小中高校教員免許状を取得できるようにすることとした。

短期大学設置に向けて女専父兄(短期大学期成同盟)と4年制大学移行促進を要望した長野市長から2通の請願書が出された。県議会では様々な議論があったが、12月長野県女子専門学校の短期大学昇格を決定した^(注29)。1950年4月に長野県短期大学が開校した。初年度入学者はその入学の動機について次のように回想している。

「戦争たけなわの時代に女学校に入り、戦後高校としては第二回の卒業という当時は、大学に進学するという人は数えるほどしかいなかった。卒業式に風邪を引いて欠席した私は、後日卒業証書をもらいに行くと、友人が学校にいて、『今度女専が短期大学になるので行こうと思うけど一緒にいかない』と誘われた。大学に行くなどとは露ほども考えたことはなく、さりとて就職試験も一度も受けず漫然と卒業した私は、仲の良い友達が行くというだけで自分の能力も考えず、早速受験した。...、そんな私であったが志望通り国語専攻に入学することができた。」(昭和27年国語第1回卒丸山たか)^(注30)

2) 広島女子短期大学の場合

広島女子短期大学はそのルーツを1920年(大正9)広島県立広島高等女学校家事補習専攻科においている。臨時教育会議は高等女学校専攻科について「高等女学校卒業後更ニ高等ナル教育ヲ受ケムトスル者ノ為ニハ専攻科ノ施設ヲ完備シ又必要ニ応ジテ高等科ヲ設置スルコトヲ得シムルコト」(1918年10月24日)と答申した^(注31)。この答申を受けて高等女学校令の改正が行われ、専攻科に対して修業年限も含めてはつ

きりした制度が確立した。こうした動きを背景としながら、広島県立高等女学校では1920年3月「家事・裁縫・国語の専門教育を施す専攻科を設けることには、かなりの困難があった」^(注30)ので、ひとまず「家事補習専攻科」を設け、女子専門教育の基礎を固めようとしたという。申請通りに文部省より認可が下り、1920年から「家事補習専攻科」が始まった。ついで翌1921年から正式に専攻科と改称し体制を整えた。

「専攻科設置要項」には「専攻科は高等の淑女教育を為す所にして、職業婦人を作るを目的とする所にあらず」^(注31)と良妻賢母教育を筆頭に掲げていた。一方「若し女子が職業に従事するとするも亦多方面に涉る修養をなし置くときは平和円滑なる態度に出で成功をなし易きものなり」^(注32)とし、教員免許取得等のための教育に力を注いだ^(注33)。こうして専攻科は文部省の中等教員無試験検定が認められるまで実績を積んで行った。

相次ぐ私立の女子専門学校の設立に促され、公立女子専門学校も福岡女子専門学校が1922年（大正11）6月に設立された。以後大阪、宮城、京都と1927年（昭和2）までに4校が設立された^(注34)。広島でもこのような気運の中で高等女学校を卒業した人たちを対象に女子の高等教育機関をつくるために高等女学校専攻科の実績の上に、女子専門学校設立の「嘆願」を行っていたという。県当局はそれはまだ「時期尚早」と判断していたが、学校は文部省の意向も確かめつつ女子専門学校設立の条件を次第に明確にしていく。そこで「女子教育が普及向上し上級学校への進学希望者が増加しつつあること、岡山・熊本などにも女専設立の動きがあり、特に岡山におくれをとる時は国立移管の道が全くとざされること、経費節減の時に当ってこのような案を立てるのは無謀のように見えるが、実はこれが将来の得策であると信ずること」^(注35)などを掲げて、再度の嘆願を行った。同時に「文部省や県人有力者」や卒業生、父兄たちの協力援助を求めた。こうしたなかで広島市（10万円）や広島県立高等女学校（1万円）から設立へ向けて寄附もされた。1928年1月漸く広島女子専門学校設立が県

議会で認められ、同年3月文部省より設立認可された^(注36)。

戦後教育改革によって大学への女子の入学も認められることになった。しかし広島女子専門学校はすでに学校として「長年の伝統」と「社会的にも定評を得ていた」ことから「基本的の女子大学」として改組することに方向を定めていた。そこで1946年12月9日女子大学期成同盟結成と同時に加入し、女子大学設立へ向けて運動を展開した^(注37)。これにならって広島女専にも女子大学期成委員会を作った^(注38)。4項目からなる決議文にはつぎのようなことが触れてあった。

「一、数の制限せられた国立総合大学においては、男女共学とはいえ、男性がほとんどその席の大多数を占めるのは現状として明らかである。従って女性の文化進出をはばみ、ひいては女性の社会的地位の向上を期待し得ないこととなる。

一、右の使命を完とうすべく、中国・四国地域の女子の最高学府として最も古き歴史とその基礎とをもっている広島女子専門学校が母胎となって、来るべき女子の大学教育機関となることを当然にしてしかも必要とする。」^(注39)

一方、新学制のもとでいくつかの大学改革案がだされていた。そのうち「国立広島総合大学設立案」には女専に対して「総合大学の女子学部」として加入する案もあった。女専内部は「総合大学のなかに入つてその一翼を担いたい」という意見と「あくまで独立の単独大学の設立を期すべきである」という意見に分かれていた^(注40)。

新制大学の発足は1949年4月からとなっていたが、「公立女専の大半は、ひとまず24年度（1949年－引用者）からの転換を見送り、態度を明確にしていなかった」という。広島女専は「いずれ学校教育法も改正されることであろうし、またアメリカの実情をみても、女子大学の特殊性を尊重すべきことは当然であるとして、制度の確立をみるまでは、まず一般問題を研究しながら、施設の充実につとめるという立場をとることになった」^(注41)。

「女子大設立」という方向を明確にし、寄宿舎建設運動（「寄宿舎建設趣意書」）を後援会あげて

行ったり、県立広島女子大学設置に向けてさかんな陳情が行われた^(注42)。1949年度は「臨時措置」で学生募集を行った^(注43)。学校教育法の改正により1950年3月より2年又は3年の短期大学制度が認められることになった。広島女専ではこれ以降「2年制の短期大学」の構想を主として進め、4年制大学についての「望みも捨てない」という考え方でまとまった^(注44)。様々な構想が検討されたが、教授陣や施設等の拡充が大幅に必要とされるのは「財政上不可能」という判断をもとに最終案2学部6学科にまとめた。

「一、二年制の短期大学とすること。

二、学年制を改めて、単位制とし、二学部六学科とすること。

三、設立申請書を十月十五日までに提出すること。」^(注45)

こうして申請した結果、「一、研究施設を増強すること。二、短期大学の目的使命を果たすため、二年以内に必要な整備拡充を行って大学としての完成を期すること。」などを条件に申請が認められた。女専4科（国語科・数学科・生活科・被服科）を前身母胎としていたため、改組転換、新設された学科は国語国文学科、数学科、食物学科、被服学科、児童学科、社会学科とされた。これらのうち被服学科と社会学科の2学科が新設で、その他4学科は転換であった^(注46)。

カリキュラム構成の上では先ず第一に教員免許状を取得可能にするような構成が強調されていた。そのほか戦後新に設けられた職業資格として保母資格、栄養士免許の取得が考慮されていた。教員免許が重視されたのは「教職は女性に最も適するものと考えられ、戦前からもつねに教員資格を希望するものが多かったが、短大となってからはそのほとんどが教員資格を希望する状態である。本学においては創立以来教員免許状を取得し、うるよう学科および学科目の編成を行ってきた。すなわち国文科、社会科、理数科、家政科の四科がそれぞれ国語科、社会科、理科、数学科、家政科の五教科の中学校二級普通免許状を得られるように編成してきている。」^(注47)といったそれまでの実績に関わってのことであった^(注48)。

3) 盛岡短期大学の場合

盛岡短期大学は戦後新学制の発足前に設立された岩手県立女子専門学校（1946年）と県立美術工芸学校（1948年）の2校を設立母胎としている。

戦争終結後、子どもたちの教育にとっては「至難の世情」であったが、長野や尾道での女専設立の動きのなかで岩手県でも「公立女専設立」の動きが活発になった。1946年正月より動き出し、県から文部省への働きかけはもちろん、地元の寄附金も集め、設置案をまとめ、3月18日付で岩手県立女子専門学校の設置認可申請書を提出し、認可を得た。「この間僅かに3ヶ月に過ぎずその迅速さは全国でも珍しいとされた」^(注49)という。

その「設立理由書」は次の通りである。

「近時女子専門学校へノ入学志願者ハ年ト共ニ增加ノ趨勢ニ在ルモ県内ニ本教育機関ノ設置ナキ為何レモ県外ニ入学セザルベカラザル実情ニシテ之ガ為経済事情其ノ他ヨリシテ向學心ニ燃エル多數ノ女子ハ己ムナク其ノ希望ヲ放棄セザルヲ得ザルノ実情ナリ而シテ終戦ニ伴ヒ今後ニ於ケル新日本建設ニ占ムル女子ノ使命愈々重大トナリ婦人ノ教養向上ノ要ヲ一層痛感セラルモ前記ノ如ク之ガ施設ハ何レモ県外ニ在リ然カモ現下食糧交通住宅等諸般ノ事情ニ鑑ミ益々之ガ入学ヲ至難ナラシムル状態ニ在ルヲ以ツテ此ノ際本県盛岡市ニ多年ノ懸案タリシ女子専門学校ヲ設置シ以ツテ新日本建設ノ一翼ヲ背負フ女子ノ学識ト徳操ヲ昂メントス」^(注50)

ここに高等女学校卒業者の上級学校への進学希望者の増加が女専設立の大きな根拠とされているが、確かに＜表3＞から1945年には半数近くが進学を希望してもかなえることができない状況に置かれていたことがわかる。

＜表3＞「岩手県内高等女学校卒業生ノ上級学校ヘノ入学志願状況」

年度区分	志願者数(人)	入学者数(人)	%
1943年	266	175	65.7%
1944年	190	123	64.7%
1945年	284	159	55.9%

（但し師範学校及青年師範学校を除く）^(注51)

短期大学の発足をめぐる諸問題（2）

こうした実情を踏まえ県議会協議会では「全員一致」で、1946年6月から保健科と被服科の2学科3学年制をとる県立女子専門学校の開校を認めた。開校式では「就中女子ノ持ツ国家推進力ノ重大サカラ女子ノ教育程度ノ向上並ニソノ普及ハ寸時モ等閑ニ附スルヲ許サレナイ課題トナリ殊ニ比較的女子ノ高等専門教育機関ノ少キ東北ノ地ニ女子専門学校ヲ設立スベシトノ熾烈ナル輿論ハ遂ニ岩手県立女子専門学校ノ新設ヲ見ルニ至ラシメタノデアリマス」^(注52)と戦後の教育を取り巻く種々の状況のもとで女子専門学校設立の一般的な意義について触れると同時に「東北」に設置することの意義が強調された。岩手県女子専門学校は「東北六県ノ一中心トシテ新日本女性ノ文化的源泉トナル」ことをめざすことが目標とされた。保健科と被服科はそれぞれ「女子ノ日常生活ニ必須ナル家政方面ノ専門的知能」であると判断された^(注53)。

以上のような女子の高等教育機関の一つとして女専の発足を見たが順調には軌道にのらなかつた。とりわけ施設・設備の不備がなかなか解消されなかつたことは大きな問題であった。新学制の発足を迎えて発足したばかりの女子専門学校の将来計画は鮮明ではなかつた。その上戦後の義務教育の完全実施のために予算は向けられ、女子専門学校に対して充分な援助を行えない事態に陥つたといえる。しかも、国立岩手大学開設を目前に控えて「二十四年度（1949年—引用者）の生徒募集は停止するように県側から及川校長に口頭で申渡しがあつた」^(注54)。まさに女専にとっては「存続」が危ぶまれる状況に直面した。こうした事態に対して生徒たちは「女専存続」のために「女専自治会」として生徒募集の新聞広告を出し、自らの学校維持へ向けて動き出した。

1948年度にはいって国立岩手大学の開学が明らかになるにつれて、女子専門学校は岩手大学の「農学部に併合」する（生活科学科）か、独自の展開をめざすか検討した。盛岡女専としては「宮城女専がその方向を目指して、東北大農学部に吸収されたものの、初志の通じなかつた実例を見聞するに至つて、他への併合の働きかけを止め、女子短期大学への転換に方針を切替え」たという

^(注55)。女専後援会は職員にも働きかけ、短大期成同盟会を結成し、「岩手県立女子専門学校は創立以来日なほ浅きにかかわらず教育活動漸く見るべきものがありその卒業生は県内の学校官公署その他各方面の需要に応じて社会的職業的に進出し、また家庭にとどまるものも夫々の地域に於ける指導的地位に立っていることは周知の事実であります。最近学校教育法が改正せられて短期大学の制度が定められましたが、岩手県立女子専門学校は短期大学に転換しうる最も有力な候補校であつて更にこれを拡張して学科を増設し或は県内に於ける各種教育施設をこれに統合して男子にも門戸を開放するが如きは現下社会の必要にこたえ容易に専門教育を受ける機会を与える緊要かつ切実な施設であると信じます。」^(注56)ということを掲げ、県議会への運動を行つた。

しかし学校の実情としては短期大学としての認可を受けるには施設・設備等の不十分さが指摘され、またそれを充足するだけの財政的な準備も設置者たる岩手県側にはなかつた。そのため1950年4月の学校教育法改正に際して短期大学昇格を成し遂げることはできなかつた。一方、同じように1949年4月に開校した県立美術工芸学校の昇格問題が生じてきた。そこで改めて県立美術工芸学校と県立女子専門学校の2校を母胎とし、家政科・美術工芸科の2科をもつ短期大学とすることに構想がまとまり、昇格認可申請を提出することになった^(注57)。

文部省の指導・助言を受けながら、1951年4月より家政科2年、美工科3年の修業年限の短期大学として発足が認可された。美工科は盛岡短期大学の立地条件であるかつての「平泉文化」あるいは日本最初のフォープ運動の中心となってきた万 鐵五郎や松本竣介らの活躍の伝統を受け継ぎながら「文化産業興隆に寄与すべき使命をしない、かつては地方産業の優秀なる指導者の養成をめざす」^(注58)ことを目標にし教授陣をそろえた。教育長が開学に際して「短大は県教委の管轄外で県が運営することになるのでとやかく今後のことについて言われないが、岩手大学に欠けている美術、家庭科を充足できるわけで、中学校教員の不足の本県においては家庭科、図画の教員が得ら

れることになり、短大の将来に県教委としても重大関心をもっている」^(注59)と述べたという。

こうして発足した短期大学の初年度入学者は家政科80名（応募者156名）、美工科39名（応募者45名）でその大半は県内出身者であった。^(注60)開学の1年後、女専卒業者148名のうち中学校教員76名、高校教員10数名に達していたという実績の上に、家庭科、保健、図画、工作の中学校教員免許を取得可能なカリキュラムに改めた^(注61)。

4 公立短期大学設置の条件

以上3校について旧制専門学校から短期大学になる経緯を見てきた。長野県短期大学は女専から当初4年制大学の認可を受けようと申請したが、認可されず新に短期大学として申請した事例^(注62)、広島女子短期大学は周りの様々な状況から判断して、また戦前からの女子専門学校の伝統も失わないために4年制大学をめざしつつもはじめから単独の短期大学としての認可申請を行った事例、そして盛岡短期大学は女専単独ではなく美術工芸学校と統合することによって短期大学としての条件を確保し、申請した事例であった。

これらの事例から公立短期大学の設置の母胎や設置の条件について次のことが言えるだろう。

1) 先ず第1に戦前以来の伝統ある旧制専門学校や戦後すぐに設立された旧制学校の実績に基づいて、新制度のもとでの学校の存続を強く希望したことによって設置の実現をみた場合である。例えば岩手県立女子専門学校は1949年4月の岩手大学開設を目前に控え、「昭和24年度（1949年—引用者）の生徒募集は停止するように」と県側から校長に「口頭で申渡しがあった」^(注63)。これに対して「女専継続」の声が生徒から強く起こっている。このように旧制専門学校は地元の国立大学の設置状況とも大きく関わり合いながら、専門学校の存続自体が危うい状況におかれていった。

2) またこれらの学校の中には長野女子専門学校のように、1948年、49年の新制大学の発足状況を見ながら、可能ならば4年制大学への転換をはかることを希望していた学校もある。しか

しながら教員スタッフ、設備や規模などにおいて4年制大学としての設置基準を満たすための条件が不足していたために4年制大学として申請しても認可されず、学校としての存続をはかるために次善の策として短期大学への転換となつた。1950年3月から短期大学の設置が認められたことを「当時の全国公立専門学校はいずれもその前途に迷っていたが、これによって動向はきまり、四年制の大学か、二年乃至三年の大学になるかを選ぶことになった」^(注64)ととらえていた。

3) 2) とは逆に広島女子短期大学に見るような4年制大学を志向しつつも、最初から単独の女子短期大学になることを求めた学校の場合である。公立女子短期大学の中には国立大学の中の1学部^(注65)に入ってしまえばそれまで女子専門学校として長年培ってきた「伝統」ばかりか自己の存在理由すら大きな国立大学のなかに隠れてしまうという見方がされていたのは興味深い。自己の存在を強く主張しようと考えた学校は4年制大学に併設されたり、その1学部になることよりも規模は小さくとも単独で高等教育機関を作ることそのものに意欲を燃やしたと言えよう^(注66)。

以上のように短期大学として発足する母胎やその方針についてはいくつかの類型が認められるが、それ以上に重要なことは公立短期大学の設置は府県や市の財政的な裏付けなしには不可能な設置形態であるので、いずれも地元の支持が不可欠の条件であった。これによって公立短期大学は地域の短期大学としての役割が期待されたのである。中でも地方都市に設置された公立短期大学は結局のところ、戦後の復興に向けて工業、商業、農業などの人材養成や急務とされた義務教育教員の養成など当時の日本が直面していた課題と結びついてその役割が求められたといえる。旧専門学校当事者が旧制度のもとでの自己の学校の果たしてきた役割に対する客観的な認識と期待される自己の使命に対して自覚的であったからこそ、世論や議会を動かし、予算を確保するに至ることができたのであろう。それゆえにそれぞれの地域で周りの国立大学の学部との関わりも考慮されながら専攻学科が置かれたことは当時の短期大学に課せられていた役割を評価する上

では興味深い事柄である。これがまた公立の性格を規定しているとも言える。

3校いずれもが「短期大学昇格」にむけて寄附を募ったり、同窓会や父兄会、後援会などさまざまなつながりをとりまとめ短期大学期成同盟を作り、県議会や文部省に対する働きかけを旺盛に行つた。このことは公立短期大学であってもそのまま何もしないでいたら決して上から「短期大学にする」ことはなかったであろうことを示している。しかし個々の運動にとどまらず、公立短期大学がまとまって自らの進路を切り開くことが必要であった。こうして公立短期大学協会が発足したのである。

5 公立短期大学協会の発足の意味

公立短期大学協会の発足が「なぜ、こうもうまくいったのでしょうかね」^(注67)と当事者自身が述懐しているが、その経過について少し詳しく見ておこう。

先ず私立短期大学協会の発足との関連である。公立に先立って私立は「南部女専集団」と呼ばれた女子専門学校が中心になって運動し、あるいは私立専門学校協会が協会として文部省に働きかけを行なうなど短期大学発足に向けて運動を活発に展開していた^(注68)。公立短期大学協会の発足は私立短期大学協会がすでに発足していたことと無縁ではない。

「私立の方が既に出来ていたみたいですね。どうして私立の方がそんなに早く出来たのか。私立と公立とは相当違う目標みたいなものを持っていたんでしょうね。私立の方は経営とか何とか、そういうことがだいぶ入るんでしょうか。公立の方は経営面はまあ、そんなに心配しないでね」^(注69)「新学制が敷かれた時に、いわゆる専門学校だったり、実践女学校だったりしたもので、4年制の大学になれないところが、残るわけでしょう。だから、私立の方はまたすぐにでもそれを短大にしなければ存続にかかわるのでしょうか。」「だから、私立の方はすぐそういうものをやって、いろんなところとの接触があるために、それまでに協会が出来た」^(注70)。私立短期大学と比較すれば学校数においてはその2割にも達しない公立短期

大学ではあったが、発足後すぐに公立短期大学協会をつくったことは、私立のこうした動きを常に意識し、その影響を受けたことは明らかである。

同時にそれは私立の動きを単に受け身でとらえていたのではなく、公立短期大学設置に向けて学校当事者が短期大学設置に向けての地元をはじめとする関係各方面の強い期待を受け止めた公立としての自負があった。私立と比べると経営面での心配はなくとも「残った専門学校を何とかしなきゃならんということは、公立でも同じことである」^(注71)という点での認識は共通していたのである。「だから、結局、早くその年のうちに短期大学に切り替え、同時にこういう協会が出来上がったということでしょうね」^(注72)。

「昭和25年の発足は17校ぐらいですね。ですから、それらが中心になって、大体近畿地区と中部地区の辺りが中心になって協会の発足が促されていったのです」^(注73)。短期大学制度発足の初年度認可された公立短期大学17校が1950年7月会合をもち、全国公立短期大学協会結成準備会を開き、翌月8月19日公立短期大学協会が結成された。4月に発足してそのわずか4ヶ月後に公立短期大学協会ができたのは確かに「それだけ学校の連絡協議会だとか、出来た公立としてのまとまりを必要とするようなものがあったんだろう」^(注74)。

このようにまず公立短期大学17校は公立短期大学としてのまとまりを形成しようとした。公立短期大学の連絡機関として協会を単独のものにするか、公立大学協会の1部門とするかについても議論されたという。それぞれ一長一短があるが「独立して協会を設立し、公立大学協会及び私立短期大学協会とも相提携してゆくのがよいとの意見が多く、公立短期大学協会を結成することを決議した」^(注75)。つまり公立の4年制大学や私立短期大学とは連繋をしていくが、協会としては「公立短期大学」という括りでまとまるごとをめざしたのである。文部省も国立大学協会や公立大学協会がそれ以前に発足していたことなどを考慮し、「独立のものを作つてはどうか」という助言をしていたという^(注76)。

「当時は皆4年制を志向していた。それに取り

残された学校は何とかしなければならない。それをね、単独にしていてはだめなんですね」^(注77)。

「一致団結して短大をもう少し伸ばさなくてはだめだとね」^(注78)などそれぞれの短期大学当事者自身が短期大学が協会を作りまとまるこことよって、4年制大学に対しても、文部省に対してもはっきりした主張をしたいという意気込みに燃えていた。「4年制には財政力があつたし、建物もあり、意気込みも強かったりして、4年制が出来たところはよいが、位置的にもはっきりしない短大にならざるを得なかった学校は、なんとか協会を発足させ、文部省なんかに後押ししてもらわなければいけないのでないのではないかというように思うのは当然ではないでしょうか」^(注79)。

このような公立短期大学当事者の設置当時の考え方を見ると、公立短期大学協会ができた「いろいろな積極的な要因というもの」^(注80)は私立短期大学協会と公立4年制大学に対してそれぞれに独自の存在理由を協会として主張する必要があったからである。これは公立短期大学自身が「この当時は皆新しい制度で燃えて」^(注81)いたことが協会の設立を促した大きな要因と見なければならないだろう。

6 結 び

公立短期大学協会は国立・私立に対して公立、4年制大学に対して短期大学として自己の存在理由を次第に明らかにしながら、協会としてまとまることになった。

短期大学は、戦後教育改革当時、「高等教育の領域で教育課（占領軍一引用者）が経験したあらゆることのなかで、何より煩わしかったのは、ジュニア・カレッジの構想に関連したことだった」^(注82)と言わしめたほど制度として成立を見るまでには解決すべき問題が山積していた。9年間の義務教育実施のための新制中学校の設置、旧制中等学校から新制高等学校への切り替え、旧制高等専門学校や大学、師範学校から新制大学への切り替えが進む中で、最後に行われたのが「短期大学」の設置であった。多様な前身母胎校がまたその設置の難しさを示しているとも言えよう。

こうした中で公立短期大学は高等教育を求める

る地元の強いニーズによって種々の問題を乗り越え、その設置を押し進めてきた。従って公立短期大学の発足は短期大学発足全体の中に置いてみると同時に、戦後の新学制発足全体の中に位置づけてはじめてその意味が理解される事柄である。それは単に4年制大学として認可されなかつた学校に対する「対策」としての短期大学発足にとどまらない、短期大学の積極的な意味や使命を公立短期大学として見いだすことになったことを意味していると言えよう。

結びとしてこの点について整理しておきたい。

1) まず何よりも「公立短期大学の場合、初期の転換の母体となった旧高専はもとより、その後の新增設校も、皆地域の要請によって生まれ、その程度・水準も、自治体の財政その他の能力による制約はあっても、同類校のモデル的存在たらんとする。従って、また充実した単科短期大学と共に総合的短期大学の傾向を持ち、その発展に対する要請にも、自治体の能力を含めて地域性が強い」^(注83)ことにその特徴があった。

2) 私立短期大学が設置されていない県・市に公立短期大学が設置されたことによって、地元での高等教育を実現した。9年間の義務教育の完全実施すらまだ困難な当時の状況にあっては、県外に出ないで地元で高等教育を受けることができることは大きな意味があった。また戦前において県外に出て教育を受けることが稀であった女子も大学進学を考えるきっかけを提供することになった。

3) 次に学費の問題である。公立は地元有志からの寄附もあったが、学校経営としては自治体が賄うので私立と比べると学生の負担する学費は少ない。学費の問題を負担に感じていた人たちに対して公立短期大学によって高等教育の機会を提供することになったことは教育の機会均等の上からも大きな意義がある。

4)さらには「期間が短い大学」^(注84)であることによって、4年制では長すぎて諸般の事情によって学習を継続できない中等教育修了者に対して、高等教育機会を拡げることになった。社会の側から見ると「期間が短い大学」であるために、急務とされた地元産業に対する人材の供給をい

ち早く可能にした。

以上、公立短期大学は地域にとっての人材養成という課題にとどまらず、多様な条件の人たちが高等教育を受けることを可能にした。この意味で、4年制大学に昇格できなかった学校の救済という消極的意味にとどまらず、高等教育の裾野を広げることに寄与したのであった。^(注85)

戦後の復興が進み、産業や社会構造の変化と共に進学率も変わり、それに伴って短期大学に対する期待も急速に変化してくる。こうしたその後の社会の変化との関わりで新たな短期大学の意味も登場するがそれらについては今後の課題としたい。

＜謝辞＞

本稿作成にあたって全国公立短期大学協会参与 高木茂次氏から『二十年の軌跡』『全国公立短期大学協会 三十年誌』『四十年誌 全国公立短期大学協会』の閲覧に際して大変お世話になりました。また長野県短期大学教授小林洋文氏から『長野県女子専門学校/長野県短期大学 五十年史』の提供を頂きました。県立広島女子大学から『県立広島女子大学～写真で綴る80年のあゆみ～』の提供を頂きました。ここに記して感謝申し上げます。

＜注＞

(1) 前報「短期大学の発足をめぐる問題」(武蔵丘短期大学紀要、第8号、2000年、1～19頁)では学校教育法の改正にいたる経緯を旧制私立専門学校の側から見た。なお本稿では前報に引き続き1950年、51年に限定する。これは短期大学制度の成立が新制大学の認可業務の進行の中で出てきたことと、当時の短期大学認可業務の進行を考慮すると、この2年間は少なくとも合わせて見なければならぬと判断されるからである。

(2) 例えば本稿で取り上げる盛岡短期大学は1949年岩手県立短期大学期成同盟会が短期大学の設置にむけて次のような文書を県議会議長に送った。「最近学校教育法が改正せられて短期大学の制度が定められましたが、岩手県

立女子専門学校は短期大学に転換し得る最も有力な候補校であって更にこれを拡張して学科を増設し或は県内に於ける各種教育施設をこれに統合して男子にも門戸を開放するが如きは現下社会の必要にこたえ容易に専門教育を受ける機会を与える緊要かつ切実な施設であると信じます。」(『盛岡短期大学二十年史』7頁、1971、3、岩手県立盛岡短期大学二十年史編集委員会)ここで「有力な候補校」という見方に注目したい。

(3) 公立学校が税金によって賄われるためにはそれぞれの自治体の議会で支持を得ない限り、学校の発足は実現しない。自治体はそれぞれ1950年、51年に予算の執行には順序をつけていた。従って専門学校を改組する際に教授陣や施設・設備の充実の必要性は理解していても叶わない場合もあった。その意味では公立短期大学の研究において自治体の教育予算全体の分析も含めた議会の議事録の検討は重要な課題であると思われるが、今後の課題としたい。

(4) 私立学校の設置ももちろん地元民のさまざまな動向を反映している。しかし学校の設置にかかる直接の判断が議会の承認ではなく進めることができるとする点では公立と私立の設置に大きな違いがある。

(5) 前報(注7)でも触れたが、短期大学の発足時の研究は私立も公立もその後4年制大学へ移行した学校も多く、個別学校史の中でも余り詳しく扱われていないことが多いように思われる。短期大学の認可にかかわって「ここで申請不合格あるいは保留となった短期大学がどのような短期大学であったかは興味のあることだが、充分にきわめることはできない。」

(海後宗臣・寺崎昌男『大学教育 戦後日本の教育改革9』205頁、1969、5東京大学出版会)と先行研究で指摘されているが、発足時の全体を明らかにするために一次資料の収集がなお重要な作業課題であると思われる。

(6) 前報「短期大学の発足をめぐる諸問題」13頁(注52)参照

(7) 前報では「昭和25年、26年度設置者別認可短期大学数」(7頁)を示したが、本稿で

は都道府県別に示した。

- (8) なお「全国短期大学一覧」の「7 廃止の短期大学」には国立・公立・私立の短期大学の廃止の略歴がまとめられている。
- (9) 前報＜表2＞(7頁)では申請母体について国・公・私立それぞれについて学校数を整理したが、本稿では公立短期大学に限り学校名も含めて分類した。なお本表は前掲海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』第3章短期大学206頁の「短期大学の編成経過」の区分とは幾分異なる。たとえば本稿ではあえて旧制女子専門学校を他の専門学校と区別した。
- (10) 国立大学はいずれも1951年「短期大学部」として併設され、2部であった。2部という設置形態に他では代替できない期待された役割があると思われる。この点の解明については今後の課題としたい。
- (11) 高等女学校の専攻科は「高等女学校令中改正」第一九九号(1920年)に基づいて「精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ与ヘル高等科、精深ナル程度ニ於テ高等女学校ノ学科目中一科目又ハ数科目ヲ専攻サセル専攻科」の設置が認められた。『長野県女子専門学校/長野県短期大学五十年史』4頁、1979、10、長野県短期大学大学史編纂委員会
- (12) 同上『長野県短期大学五十年史』7頁、なお引用文中口、ホは本文と紛らわしいので()をつけた。
- (13) 同上 7頁、同上のごとくヘ、トも()をつけた。
- (14) 同上11頁、1928年11月26日の昭和4年度(1929年)の県知事の予算演説
- (15) 同上11頁
- (16) 同上15頁
- (17) 同上24頁
- (18) 1941年(昭和16)4月、戦時下において国文科は不要不急の学科であると見なされ、むしろ女子には家政科が必要・緊要の学科と考えられ、転換がはかられた。ついで1944年文部省によって示された「女子専門学校教育刷新案」では家政科は育児科・保健科・被服科の3科に分けられた。これに基づいて保健

科に改組したのである。同上98-128頁

- (19) 同上176-177頁

- (20) 同上177頁

- (21) 同上177頁

(22) ルル・ホームズは「新制大学の設立認可について」で次のように述べている。少し長いが認可のプロセスがよくわかるので引用しておきたい。「もし旧制度の専門学校、あるいは旧制度の高等学校、あるいは特に新らしい大学になろうというような学校は正式に文部省にこれを申請しなければなりません。大学の設置を認可するかどうかの検討は大学設置委員会によってなされます。この委員のなかの半数は、もし基準設定委員会がそういうことを希望すれば、基準設定委員会の方から選出されます。それで他の半数の方は文部省が経済的方面、あるいは政治的方面、その他のことを考慮いたしまして任命するわけであります。この委員会が大学設立の申請をした学校を検討するのであります。もしこの学校が古い学校でありましたならば、過去における業績を調査いたします。そして、この委員会は、その学校の目的とか、過去の業績、そういうものを調べまして、この学校が学校の設立目的に沿うておるか、そういうことを調査いたします。この委員会は、この申請した学校にいかにして大学基準設定委員会が設定したところの基準に沿うことができるか、その計画について詳細に尋ねます。もしこの委員会がこの学校を調べまして、その基準に適当しておるということを認めましたならば、この委員会は文部省にこの学校を認可するように推薦いたします。その上で文部大臣がこの学校を認可することになります。」大学基準協会『会報』第1号、1947、4、5刊(前掲海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』552-553頁)

- (23) 前掲『長野県短期大学五十年史』179頁

(24) 同上178-179頁、長野県短期大学設立趣意書には「時期尚早でもあり、且つは女子の高等教育の普及のためには二年制位が適當だとの理由で不合格となった」と記されてい

短期大学の発足をめぐる諸問題（2）

るという。

(25) 9月3日文部省より短期大学設置基準が発表された。

(26) 前掲『長野県短期大学五十年史』180頁

(27) 同上197頁

(28) 同上203－204頁

(29) 『広島女子短期大学沿革史』3－4頁、1960, 10

(30) 同上4頁

(31) 同上8頁

(32) 同上8頁

(33) 同上9－10頁

(34) 同上11頁

(35) 同上12頁、「1949年、新制国立大学が一斉に発足する過程において、公立の専門学校等の国立への移管は殺到したが、官立校の地方自治体への移管はわずか2件だけであった」(204頁)「1949年、大阪府立の浪速大学が大阪工業専門学校・大阪青年師範学校を基礎に発足した。」(216頁)の(注11)参照。光本 滋「戦後日本における公立大学の管理運営問題」『中央大学大学院論究』文学研究科篇第32号、2000年3月

(36) ここで専攻科を廃止するので、専攻科在学生は女専へ移行措置をとった。前掲『広島女子短期大学沿革史』13頁

(37) 女子大学期成同盟は東京女子高等師範学校や津田塾専門学校が中心になって結成し、加入は創立後満10周年を経過した学校という厳しい条件があった。同上63頁

(38) 1947年9月26日

(39) 前掲『広島女子短期大学沿革史』63－64頁

(40) 「前者は、女専を国立大学の一学部として発展させたいという期待をもっていたのであり、後者は、広島大学の中に女専が加われば、それまでの歴史は消え、これまで果たしてきた女子高等教育の使命を充分に達することができないという考えに立っていたのであり、両者ともに学校の発展を願い、女専の特殊性とその教育的意義を認めていたことは共通するところである。」同上65頁

(41) 同上67頁

(42) 「県立広島女子大学設置陳情書」(1949年4月付)には女子大学の必要性について次のように主張されている。「平和日本を建設して将来世界に伍して日本文化の昂揚をはかるには特に現下の日本としては女性の天性・能力・使命を正しく理解し、これが教育を重視し、広く女性としての、又は母性としての教養文化段階を大いに高めることが緊要であり、急務であります。(中略) 女性には本来男性と異なる特性・能力・使命がある故にこの見地に立って、特に女性を対象とした教育内容と方法および施設とを具備し、女子のみの学園としてその学生生活と学問とが有意義なる連関を持っていいる大学教育機関が設けられることによって将来社会において家庭において男性に敬重され、又女性の持場にあって十二分の実力を以て男子に協力し得る新しい時代にふさわしい女性又は母性を育成しなければなりません。」(女専校長・後援会長・同窓会副会長の連名で県当局および県議会宛) 同上67－68頁

(43) 同上69頁

(44) 同上70頁

(45) 同上71頁

(46) 同上70－71頁

(47) 同上76頁

(48) 教職に就く卒業生の数は短期大学発足当時は就職者の60%、卒業者の45%に及んでいたという。同上76頁

(49) 前掲『盛岡短期大学二十年史』1頁。なお長野県短期大学、広島女子短期大学の場合との違いは二つの専門学校が統合したこととのほかに、戦後すぐに設置された専門学校が母胎となっていること、男女共学であることである。

(50) 同上1頁

(51) 1－2頁

(52) 同上2頁

(53) 同上2頁

(54) 同上3頁

(55) 同上6頁

(56) 期成同盟会から岩手県議会議長宛、同上7頁

(57) このときの短期大学にするために文部省からの要望は次のようにあったという。「①家政科は、家政専攻の一本にすること、②美術と工芸は一本の美術工芸科とし、工芸科は教師と教科目で充実を要すること、③家政科は理科設備を拡充、充実すること、④専門図書を充実すること」(1950年11月1日、同上11頁)。この内容を10項目からなる「文部省内で作成されたとみられる『短期大学申請校審査に関する共通問題』と題する文書」(前掲海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』204-205頁)で指摘された内容と照合し、検討することが必要な課題であると思われるが、今後の課題としたい。

(58) 同上22頁

(59) 同上12頁。なお創設当時の大学案内には「短期大学の一般的性格」として次の3項目が示されていた。

「一、職能人の教育…実際的に必要な専門の学芸を研究教授し、卒業後直ちに実社会に入り職業につくものに対する教育

二、短期の完成教育…高等学校卒業後成年までの青年層に対しその能力、境遇に応じた適切な指導を与え、一般教養を高め、短期で就職、婚期、進学などへの適応性がひろい教育

三、地域に適応した教育…地方の事情に応じ特色ある学科を編成し、それぞれの地域の文化、民度の向上をはかり、地理的にも経済的にも青年子女が学び易からしめるよう門戸を開き機会を与える地元での教育」同上12-13頁

(60) 同上13頁

(61) 同上16頁、1955年岩手大学学芸学部に特設美術科が設置されるに至り、盛岡短期大学の美工科の「発展的解消」(18頁)の方向が打ち出され、1956年度で学生募集は打ち切られ、家政科単独の短期大学となった。

(62) 1944年12月高知県に県立女子医学専門学校が設立された。戦後1947年医專を廃校にし、女子専門学校に改組した。これを母胎に1949年2月県立高知女子大学が設立認可されたのは偏に教授陣や施設が充実して

いたことが指摘されていることと比べるとその条件の違いは歴然としているだろう。『高知女子大学五十年史』1995年10月

(63) 前掲『盛岡短期大学二十年史』5頁

(64) 11頁

(65) 東北大学の農学部の一部になった宮城女子専門学校のような例

(66) 当時のCI&E教育課長補佐トレーナー(占領全期にわたって在職し、占領下日本の教育改革を直接担当した人物)が「女子のための優れた教育機関が、新制大学になろうと思えば容易になれたのに、短期大学は果たすべき特別な使命があると考えて、あえて短大のレベルにとどまるこを望んだ」(「付録トレーナー回顧録(抄訳)占領下日本の教育改革－高等教育」土持ゲーリー法一『新制大学の誕生 戦後私立大学政策の展開』1996年1月、339頁)「顕著な一つの例外」の学校もあったと指摘しているのは興味深い。

(67) 林 秀公立短期大学協会会长発言、「座談会－回顧と展望」『全国公立短期大学協会三十年誌』64頁、1980年9月

(68) 「短期大学ができる前に女子は、公私立専門学校協会というものを組織していました。戦後、どうしても全国の私立専門学校協会というものをつくろうということになりました。...そこに男女合併して専門学校協会というものをつくったのが、短期大学協会のもとですね。」「座談会－15周年に寄せて」「短期大学教育」18号、30頁

(69) 有山 兼孝 公立短期大学協会第6代会長・前名古屋市立女子短期大学長発言、前掲「座談会－回顧と展望」『全国公立短期大学協会三十年史』67頁

(70) 林 秀 発言、同上「座談会－回顧と展望」67頁

(71) 林 秀 発言、同上「座談会－回顧と展望」67頁

(72) 林 秀 発言、同上「座談会－回顧と展望」67頁

(73) 大坪 国益 公立短期大学協会元副会長発言、同上「座談会－回顧と展望」62-63

頁

- (74) 林 秀 公立短期大学協会会长発言、同上「座談会－回顧と展望」64頁
- (75) 1950年8月19日全国短期大学協議会の議題（1）での結論、公立短期大学協会『20年の軌跡』1973年3月刊、9頁
- (76) 同上5頁
- (77) 三輪 健司 公立短期大学協会理事・滋賀県立短期大学学長発言、前掲「座談会－回顧と展望」65頁
- (78) 林 秀 発言、同上「座談会－回顧と展望」66頁
- (79) 大坪 国益 公立短期大学協会元副会長・元東京都立立川短期大学長発言、同上「座談会－回顧と展望」65－66頁、「それらの学校は、終戦以降、深刻な財政問題のため、専門学校としての存続が危ぶまれており、他の教育機関と比べて、総じて、わずかしか専門的改善はみせていなかった。この種の学校から、何らかの方法で教育を続けられるよう、また彼らにとって不可能な四年制大学制度への移行をしなくてすむよう、高等教育制度の改正を求める強い運動が起こった。」（前掲「付録トレーナー回顧録」337－338頁）とトレーナーが回顧しているように、「高等教育制度の改正を求める強い運動」なくして短期大学は誕生しなかった。なお、この「トレーナー回顧録」は日本の短期大学制度成立をめぐる議論を知る上では重要な資料の一つである。
- (80) 有山 兼孝 発言、同上「座談会－回顧と展望」67頁
- (81) 丹羽友三郎 公立短期大学協会副会長発言、同上「座談会－回顧と展望」65頁
- (82) 前掲「トレーナー回顧録」同上334頁
- (83) 前掲『二十年の軌跡』同上37頁
- (84) 「これらすべての討論の総決集が、日本人が短期大学を名付けたものの発展で、この名称は『期間の短い大学』を意味していた。日本の教育の権威者たちは、これらの学校は、アメリカ人の意味するジュニア・カレッジとは考えていなかったので、これに対しアメリカのジュニア・カレッジという名称を使うことは、非常

に疑問を抱かせる。これらの学校は、アメリカの教育機関のように中等教育の延長として発展したのではなく、資力的に弱過ぎて、大学の地位を獲得できないような教育機関に対応する手段としてできたのであった。」（前掲「トレーナー回顧録」338頁）

このような短期大学を単に4年制大学と比べて「期間の短い大学」と考えた日本人の意識とそれをジュニア・カレッジと英語で表現するために生じたさまざまな「誤解」がその後の日本の短期大学のあり方の理解にも大きな影響を及ぼしたと思われる。こうした用語の理解の問題はそれのみにとどまるものではない。このような用語問題を含む理論的な課題については今後の研究課題としたい。